

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第三十四号

蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）に基づいて鳥取縣生繭取扱規則を次のように定める。

昭和二十五年五月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣生繭取扱規則

第一條 この規則は蚕病の驅除又は予防のため生繭取扱上必要な施設の基準を定めその他取締上必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 蚕糸業法施行規則第四十條の規定により生繭の売買又は仲立の許可を受けている者（以下生繭売買業者という）がその業務を行おうとするときは、許可証を携帯しなければならない。

昭和二十五年五月三十日 火曜日
第二千百一十二号

本書ハ入キサハ國定規程A五

第三條 生繭売買業者は、その氏名及び住所を記載した帳簿を備えて生繭の売買又は仲立をした毎に次の事項を記載しておかなければならない。

一、生繭の売買又は仲立をした年月日、場所及荷口毎の数量

二、生繭の売買をした相手方

三、仲立をした生繭の売買当事者

前項の帳簿は、その使用済後少くとも一年間は保存しなければならない

第四條 許可証及び前條の帳簿は關係官吏又は吏員の要求があつた時には閲覧させなければならない。

第五條 生繭を取扱う者、養蚕業者、蚕種製造業者及び自家用の眞綿、生糸等を製造する爲生繭の取扱をする者を除く、（以下同じ）は毎蚕期生繭取扱開始の日の少くとも五日前までに業務開始届（様式第一号）を、取

扱を終了した時は速かに業務終了届(様式第二号)を
知事に提出しなければならない。

第六條 生繭を取扱う者が生繭を集散し又は保存する場
所(以下生繭取扱場所という)の床下はコンクリート
打又は漆喰打でなければならない。但しこの設備を設
けることのできない場合は、床板割目に強い紙片で目
張をしなければならない。

生繭取扱場所の周囲には、高さ六センチメートル以上
の障板を設けなければならない。

前項の障板と生繭とが接觸する場合には、障板の高さ
は接觸部の上端から測つて六センチメートル以上でな
ければならない。

生繭取扱場所には標札(様式第三号)を掲げなければ
ならない。

第七條 生繭取扱場所の床下に「きようそさなぎ」の潜
伏する虞の有る場合は常に床下を清掃し、その驅除に
努めなければならない。但し床下に「きようそばえ」
の飛散を防ぐに足る設備がある場合はこの限りでない。

第八條 この規則により知事に提出する書類は生繭取扱
場所を管轄する蚕業取締所支所を経由しなければならない。
なす。
9 附則
この規則は公布の日から施行する。
昭和六年三月鳥取縣令第十号鳥取縣生繭売買取締規則
は廢止する。

393

様式第一号

業務開始届

鳥取縣生繭取扱規則第五條により次の通り御届け致し
ます。

年月日

住所

業種

(右雇主住所)

鳥取縣知事

記

許可証の番号	自	至	年	月	日
業務を行おうとする期間	市	郡	町	大字	番地
生繭取扱場所とする区域	郡(市)				
取扱予定数量	貫				

備考

一、業種とは生繭売買又は生繭仲立、生糸製造業等と記入すること。

二、許可証の番号は生繭売買又は生繭仲立業者はその許可番号を、生糸製造業者はその免許番号又は許可番号を記入すること。

様式第二号

業務終了届

鳥取縣生繭取扱規則第五條により次の通り御届致します。

年月日

住所

許可証の番号	業務終了月日	生繭取扱場所	業務を行つた区域	種類	上	繭屑	繭玉	繭	計
				数量	仲立	売却	買入	計	貫
鳥取縣知事	業種	住所	氏名(名称)						
記	氏名(名称)	氏名(名称)	氏名(名称)						

備考

第一号様式の備考を本様式に準用する。

様式第三号

